

Def. Doc. 1400G-7

辯護側文書第千四百號Gノ7

アメリカ合衆國外國關係文書ヨリノ抜萃

— 日本 —

一九卅一年乃至一九四一年

第二卷

第七五六頁

國務長官ノ備忘録

一九四一年十一月廿一日

ワシントンニテ

來朝大使ガ、自ラノ申出ニヨリ予ノホテル・アバ  
トメントノ部屋ヲ訪レタ。彼ハ三國協定ニ對スル  
日本ノ解釋ニ關シテ問合セル事以外ニハ、予ニ何ノ  
用事モ無カツタ、ソシテ一片ノ草稿ヲ予ニ手渡シ、  
出來ルモノナラ問題ヲ明瞭ニスル爲、署名シテ欲シ  
イト申出タ。コノ草稿ヲ見テ、予ハ、來朝大使ニ、  
平和的解決トイフ益体的ナ問題ニ就イテ、モット何  
カ提言スルコトガアルカト問フタ。彼ハ無イト答ヘ  
タ。予ハ是ガ何カ取立テ、役ニ立ツダラワトハ思ハ

ナイト云ツテソノ申出ヲ卻ケタ。本會談中重要ナコトハ事實上之ダケデアツタ。

コーデル・ハル

附 屬 書

來柄三郎氏が、一九四一年十一月廿一日、國務長官ニ手交シタ手紙草稿。

國務長官閣下、予ト閣下トノ數次ノ會談ノ結果、予ハ、貴國民ノ間ニ、三國協定ニ基ク日本ノ義務ニ關シテ、根強イ謬見ガ蔓ツテキルノヲ知ツテ少々驚イタ次第デアル。

知悉セララル、如ク、予自身、予ノ政府ノ訓令ニ基キ該條約ニ調印シタ者デアル。而シテ予ハ、前述ノ誤レル印象ヲ根絶スルニ役立つト信ズル下記ノ言明ヲ爲スコトヲ欣快トスル。

コノ條約ハ、如何ナル點デモ、獨立國家トシテノ日本ノ主權ヲ侵害スル事ハ出來ナイシ又シナイトイフ事ハ言ヲ俟タナイノデアル。

加之、同協定ノ第三條ノ示ス如ク、日本ハ、ソノ義務ヲ自由ニ又自主的ニ解釋シ得ルノデアツテ、他

Ref Doc. 14009-7

ノ條約國ノナスデアラウ解釋ニ拘束サル可キモノデ  
ナイ。予ハ、第三國ノ如何ナルモノニヨル如何ナル  
侵略ニ對シテモ、我が政府ガ、上記ノ條約又ハ他ノ  
國際間ノ約束ニヨツテ、協力者又ハ協同者トナル義  
務ヲ負ハナイ事ヲ附加セントスルモノデアアル。

我が政府ハ外國ノ命令ニヨツテ日本國民ヲ戦争ノ  
渦中ニ投ズルガ如キ事ハ欲シナイ。政府ハ、積極的  
不正ニ對シテ、ソノ安全ヲ維持シ、國民生活ヲ保持  
セントスル究極的ニシテ且ツ止ムヲ得ザル必要カラ  
ノミ戦争ヲ引受ケルダラウ。

予ハ、以上ノ言明ガ、閣下ガ繰返シ言及セラレタ  
世上ノ疑惑ヲ、完全ニ無クスル一助タランコトヲ希  
望スル。又予ハ、我々ノ間ニ完全ノ了解ガ成立ツタ  
時、閣下ガ此ノ書翰ヲ公開セラル、モ聊モ差支ナイ  
コトヲ附言スル。